

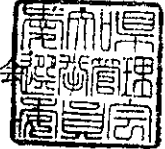


行政文書一部開示決定通知書

3 選 第 3 0 8 号  
令和 3 年 9 月 27 日

田中 智之 様

愛知県選挙管理委員会



令和 3 年 9 月 14 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

|                               |   |  |
|-------------------------------|---|--|
| 行政文書の名称                       | 別紙のとおり                                    |  |
| 開示を実施する日時及び場所                 | 日 時                                       | 令和 3 年 9 月 29 日 9 時 00 分                 |
|                               | 場 所                                       | 県民生活課（愛知県県民相談・情報センター）<br>（愛知県自治センター 2 階） |
| 開示の実施の方法                      | 写しの交付                                     |  |
| 開示の実施に要する費用の額                 | 1 写しの作成に要する費用<br>2 <del>写しの送付に要する費用</del> | 150 円<br>円分                              |
| 開示しないこととした部分                  | 別紙のとおり                                    |  |
| 開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由 | 別紙のとおり                                    |  |
| 連 絡 先                         | 愛知県選挙管理委員会事務局<br>電話 052-954-6069（ダイヤルイン）  |  |

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。

3 ~~「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

別紙

| 行政文書の名称  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について</li> <li>・【武豊町】請求代表者による愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について（R2. 11. 25事務連絡）</li> <li>・【阿久比町】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について</li> <li>・愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について（東浦町）</li> <li>・【美浜町】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について</li> <li>・愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書</li> <li>・【南知多町選管】解職請求署名簿の閲覧について（報告）</li> </ul> |

| 開示しないこととした部分      | 開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由  |
|-------------------|--|
| 個人の氏名、住所、電話番号及び印影 | 愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。                   |
| URL               | 愛知県情報公開条例第7条第6号に該当県が行う情報資産の管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に影響を及ぼすおそれがあるため。 |

送信者: "総務課(組織)" <somu@city.tokoname.lg.jp>

宛先: "senkyo" <senkyo@pref.aichi.lg.jp>

日付: 2020年12月16日 水曜日 10:09AM

件名: 愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について

愛知県選挙管理委員会 有田様

こちらは常滑市総務課行政・法規チーム 明壁です。お世話になります。

請求代表者の閲覧があったので報告します。

免許証で本人確認  
お一人で来庁

令和2年12月15日  
午後3時30分 閲覧開始  
午後4時15分 閲覧終了

閲覧後、別添の要望書を提出されましたので、  
参考までに送信します。

\*\*\*\*\*  
常滑市総務部総務課  
行政・法規チーム 明壁  
0569-47-6101  
somu@city.tokoname.lg.jp  
\*\*\*\*\*

----- Original Message -----

From: <senkyo@pref.aichi.lg.jp>

To: "" <>

Cc:

Date: 2020/11/25 16:29

Subject: 【愛知県選挙】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について (R2.11.25事務連絡)

>各市町村選挙管理委員会事務局 担当者様  
>県選挙管理委員会新城設楽事務所 担当者様

>いつもお世話になっております。  
>愛知県選挙管理委員会事務局の有田です。  
>愛知県知事解職請求について、御対応いただきありがとうございます。

>現在、一部の請求代表者が市区町村選管に対して仮提出された署名簿の閲覧を申し出ております。  
>署名簿の閲覧の申し出があった場合には、下記の点に御留意ください。

- >・署名簿の閲覧が可能なのは、「請求代表者」のみです。
- >(受任者は不可。請求代表者以外の者は同席させないでください。)
- >・請求代表者本人かどうか身分確認をお願いします。
- >・署名簿の改ざん等防止のため、閲覧の際には選管職員が立ち会ってください。
- >また、筆記やコピー、写真撮影といった行為は認められません。
- >・閲覧にみえた請求代表者の方の氏名と閲覧日時を県選管までお知らせください。

>お手数をかけますが、よろしくお願いいたします。

>\*\*\*\*\*  
>愛知県選挙管理委員会事務局 (有田)

> 電話 052-954-6069 (ダイヤルイン)  
> FAX 052-954-6908  
> メール senkyo@pref.aichi.lg.jp  
>\*\*\*\*\*  
>愛知県ではメールの個人情報保護のため、  
>すべての宛先に対して「bcc」を使用して送信しております。  
>

添付ファイル:

■■■■氏 要望書.pdf

令和2年12月15日

常滑市 選挙管理委員長 様

氏名 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
連絡先 [REDACTED]

### 愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

#### 記

#### 1. 要望理由

私は、令和2年12月15日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克弥氏(事務局、田中孝博・渡辺美智代)は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

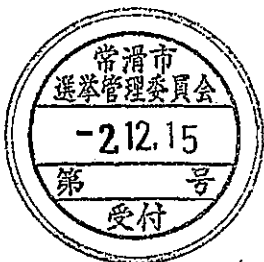
また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

#### 2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

#### 3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



|            |            |          |
|------------|------------|----------|
| 委員長        | 書記長        | 書記       |
| [REDACTED] | [REDACTED] | 新田 啓上 吉田 |

12/16 11:31 常滑市 (請求代表者) 5F-7C

送信者: 総務課 <somu@town.taketoyo.lg.jp>

宛先: <senkyo@pref.aichi.lg.jp>

日付: 2020年12月15日 火曜日 12:18PM

件名: 【武豊町】請求代表者による愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(R2.11.25事務連絡)

---

愛知県選挙管理委員会事務局 有田様

いつもお世話になっております。  
本日、請求代表者である「XXXXXXXXXX」さんが閲覧のために来庁しました。  
自動車運転免許証にて本人確認済です。

来庁時刻: 11:00

終了時刻: 11:40

要望書は、別添にて送付いたします。  
パスワードは、別にて送付します。

\*\*\*\*\*

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町選挙管理委員会 藤倉

TEL: 0569-72-1111

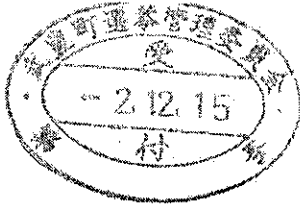
FAX: 0569-72-1115

E-mail: somu@town.taketoyo.lg.jp

\*\*\*\*\*

添付ファイル:

R2.12.15 請求代表者による要望書(閲覧後).zip



令和2年12月15日

武豊町 選挙管理委員長 様

氏名  
住所  
連絡先



## 愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

### 記

#### 1. 要望理由

私は、令和2年12月15日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克弥氏（事務局、田中孝博・渡辺美智代）は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者（リコールの会）に即時返却されることとなると推察致します。

#### 2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

#### 3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。

送信者: 庶務係 <shomu@town.agui.lg.jp>

宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年12月15日 火曜日 11:19AM

件名: 【阿久比町】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について

---

愛知県選挙管理委員会 有田様

いつもお世話になっております。

先ほどお電話させていただきました、名簿の閲覧につきまして、閲覧に併せて要望書の提出がありましたので別添のとおり通知いたします。

また、こちらに来られた代表者の方の情報は以下の通りです。

- ・氏名 [REDACTED]
- ・日時 12月15日午前10時5分来庁

以上です、よろしくお願いいたします。

△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽  
阿久比町役場  
選挙管理委員会事務局  
鈴村 郁弥 / Suzumura Fumiya  
〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50  
TEL: 0569-48-1111 (内線: 1308) FAX: 0569-48-0229  
Email: shomu@town.agui.lg.jp  
URL: <http://www.town.agui.lg.jp>  
△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽△▽

添付ファイル:

要望書写し.pdf



令和2年12月15日

阿久比町 選挙管理委員長 様

氏名  
住所  
連絡先



## 愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

### 記

#### 1. 要望理由

私は、令和2年12月15日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克弥氏(事務局、田中孝博・渡辺美智代)は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

#### 2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

#### 3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



送信者: "東浦町総務課主事" <y001343-kondo@town.aichi-higashiura.lg.jp>

宛先: "senkyo" <senkyo@pref.aichi.lg.jp>

日付: 2020年12月15日 火曜日 10:27AM

件名: 愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について(東浦町)

---

愛知県選挙管理委員会事務局 有田様

東浦町の選挙管理委員会事務局近藤と申します。  
標題の件について、下記のとおり閲覧がありました。  
よろしくお願ひします。

記

- 1 閲覧日時 令和2年12月15日 9時15分から9時40分まで
- 2 閲覧者 [REDACTED]
- 3 目的 署名簿が本物かの確認

>\*\*\*\*\*  
>東浦町役場総務課庶務係 近藤 侑弥  
>電話0562 - 83 - 3111 (内線245)  
>E-mail: y001343-kondo@town.aichi-higashiura.lg.jp  
>\*\*\*\*\*

添付ファイル:

02県事務所・市町村の報告様式(47).xls





第3号様式(その1)

選挙人名簿登録者数報告書(定時登録)

令和2年6月1日

愛知県選挙管理委員会  
委員長 加藤 茂 殿

東浦町 選挙管理委員会  
委員長 長坂一興  
(公印省略)

令和2年6月1日現在の選挙人名簿登録者数を次のとおり報告します。

| 選挙区 | 男     | 女     | 計     | 備考 |
|-----|-------|-------|-------|----|
| 第8区 | 20388 | 20304 | 40692 |    |
|     |       |       |       |    |

- 備考 1 選挙区欄は衆議院議員の小選挙区の所属する区を記載すること。  
2 この報告は、登録月の1日現在(登録日が1日以外の場合はその日)で調査し、登録月の10日までに報告すること。

第4号様式(その1)

在外選挙人名簿登録者数報告書

令和2年6月1日

愛知県選挙管理委員会  
委員長 加藤 茂 殿

東浦町 選挙管理委員会  
委員長 長坂一興  
(公印省略)

令和2年6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数を次のとおり報告します。

| 選挙区 | 男  | 女  | 計  | 備考 |
|-----|----|----|----|----|
| 第8区 | 11 | 15 | 26 |    |
|     |    |    |    |    |

- 備考 1 選挙区欄は衆議院議員の小選挙区の所属する区を記載すること。  
2 この報告は、登録月の1日現在(登録日が1日以外の場合はその日)又は衆議院議員若しくは参議院議員の選挙の公示又は告示のあった日現在で調査し、登録月の10日又は選挙期日前3日までに報告すること。

送信者: 美浜町総務課 <soumu@town.aichi-mihama.lg.jp>

宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年12月15日 火曜日 02:43PM

件名: 【美浜町】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について

---

愛知県選挙管理委員会事務局 有田様

いつもお世話になっております。  
美浜町選挙管理委員会事務局の竹田と申します。

表題の件について、請求代表者の『XXXXXXXXXX』様が  
本日（令和2年12月15日）14:15に閲覧されました。

---

美浜町選挙管理委員会事務局 竹田

TEL 0569-82-1111

FAX 0569-82-4153

MAIL soumu@town.aichi-mihama.lg.jp

〒470-2492

知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

---

令和2年12月15日

美浜町 選挙管理委員長 様

氏名  
住所  
連絡先

## 愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

### 記

#### 1. 要望理由

私は、令和2年12月15日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克弥氏(事務局、田中孝博・渡辺美智代)は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

#### 2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

#### 3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。





送信者: "総務課" <soumu@town.minamichita.lg.jp>

宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

---

日付: 2020年12月15日 火曜日 03:17PM

件名: 【南知多町選管】解職請求署名簿の閲覧について(報告)

履歴: [このメッセージに返信しました。](#)

---

愛知県選挙管理委員会事務局 御中

いつもお世話になっております。南知多町選挙管理委員会の山下と申します。

本日午後2時55分頃から5分程度、愛知県知事解職請求の請求代表者である  
■■■■氏が、署名簿の閲覧に来庁されましたので報告いたします。  
なお、本町には要望書の提出はございませんでした。

よろしく願いいたします。

※☆☆★★☆☆☆☆☆☆★★☆☆☆☆☆☆※  
☆ 南知多町選挙管理委員会 ☆  
★ 山下 英将 ★  
☆ 470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18 ☆  
☆ 電話 0569-65-0711 (内線213) ☆  
★ FAX 0569-65-0694 ★  
☆ メール soumu@town.minamichita.lg.jp ☆  
※☆☆★★☆☆☆☆☆☆★★☆☆☆☆☆☆※